

H A C C P 等認証取得支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた県内食品製造業者等が行うH A C C P等認証の取得に向けた取組（H A C C Pに沿った衛生管理制度の導入含む）について補助を行います。

【補助対象者】

以下の①、②のいずれにも該当する事業者

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた下記に掲げる業種のいずれかに該当する者。

- 食料品製造業・飲料製造業
- 県内農林水産業者のうち、食品加工を行う者
- 農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合

※新型コロナウイルスの影響を受けたとは、令和2年1月からの企業活動のうち、月別売上額が前年同月売上額より低いことを指します。

- ② 令和2年4月1日以降に食品衛生法に基づく衛生管理計画策定を含めたH A C C P等認証の取得を目指す取組を行うこと。（令和3年5月末以降に衛生管理計画については、報告をお願いすることとしています。）

【補助対象経費，補助金額等】

項 目	経 費 区 分	補助率等
専門家等の招へいにかかる経費	専門家謝金（根拠資料（就任依頼書，承諾書等）の整備が必要となります。），専門家旅費	【補助率】 補助対象経費の4分の3以内
○J Tにかかる経費	消耗品費，資料印刷費，通信運搬費に要する経費	
○F F-J Tにかかる経費	講習会参加費（負担金），旅費，消耗品費，資料印刷費，通信運搬費に要する経費	【補助上限額】 1社あたり 1，500千円
認証に必要な設備・機器等の設置又は改修費等にかかる経費	設備・機器等の購入，改修，据え付け，修繕に要する経費及び，簡易な構築物の購入，建造，改良，据え付け，修繕に要する経費	
その他，認証取得に向けた取組と認められる経費	その他，認証取得に向けた取組と認められる経費として知事が特に必要と認める経費	

※ 認証取得費及び，国，県等により別途，補助金，委託費，助成金等が支給されている事業の経費は除きます。

※ 設備・機器等の設置又は改修費は，50万円未満とします。

【事業期間】

事業開始日（令和2年4月1日以降の日）から令和4年2月末までに終了してください。

【申込期間】

令和2年12月25日（金）から令和3年1月29日（金）午後5時まで（書類必着）。

【申込方法】

申込書，添付資料一式を揃えて，鹿児島県商工労働水産部 産業立地課 技術振興係に郵送してください。

【申請書提出先・問い合わせ先】

- 県庁産業立地課 技術振興係 永留，永盛
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-2970, E-mail:gijyutu@pref.kagoshima.lg.jp



※ 申込書は，県ホームページ → 一般・県民の方々 → 産業・労働 → 産業支援 → 産業支援・技術振興 からダウンロードできます。